

甲賀市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和 7 年度税制改正を受けて介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法及び基準にする特例を定めます。

【制定付則関係】

(2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

【改正付則関係】

3 その他

介護保険の第 1 号被保険者の保険料は、市町村民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いているところ、令和 7 年度税制改正に伴い、一部の被保険者の段階に移動が生じ、第 9 期介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性があることから、介護保険料への令和 7 年度税制改正の影響を遮断するため、所要の改正を行います。

なお、この改正は、第 9 期介護保険事業計画における一時的な保険料の収入不足を防ぐ趣旨で行うものであることから、令和 8 年度の保険料の算定のみに関り適用します。